歯科技工所開設届出事項変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県 保健所長

開設者 住 所 氏 名

(法人については名称および主たる事務所の所在地)

次のとおり歯科技工所の開設届出事項に変更が生じたから、歯科技工士法第 21 条第1項の規定により届けます。

歯科技工所の名称											
開	設(の場	所		電話番号	<u>= .</u>	()		
変	夏	更			年	月	日				
				変更	更 前			変	更	後	
変	更	内	容								
備			考								

- 注1 必要に応じて、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)業務に従事する者の変更の場合、新たに業務に従事する者の免許証の写し(原本を提示すること。)
 - (2)構造設備の変更の場合、変更後の技工所の平面図(技工所全体の間取図により作業机・水回り等の位置を明記すること。)
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。